

さいたま市浦和区告示第 4 号

住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 1 2 条第 1 項の規定により、住民票を職権で消除したので、同条第 4 項の規定によりこれを公示する。

令和 7 年 1 0 月 3 0 日

さいたま市浦和区長 原田 冬彦

1 該当者

・ 次の表のとおり

住民票上の氏名	住民票上の住所	処理年月日
竹内 理恵	さいたま市浦和区 針ヶ谷 4 丁目 1 番 1 号 (3 - 1 0 1 3)	令和 7 年 1 0 月 3 0 日

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市浦和区役所区民生活部区民課

(2) 電話 0 4 8 (8 2 9) 6 0 6 9

 FAX 0 4 8 (8 2 9) 6 2 3 4